



議案第二十六号

国民宿舍三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の

一部改正について

次のとおり国民宿舍三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年参月廿三日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の

一部を改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例（昭和三十八年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「管理者」を「館長」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。